

株式会社日産アーク 約款

第1条（目的）

本約款は、株式会社日産アーク（以下「日産アーク」といいます）が、委託者であるお客様（以下「お客様」といいます）から受託する材料の調査、研究、解析及び分析等に関する業務（以下「本業務」といいます）を遂行するために、お客様と日産アークとの間で成立する本業務に関する個別委託の契約（以下「個別契約」といいます）の基本的事項を定めることを目的とします。

第2条（本約款と個別契約の適用関係）

お客様及び日産アークは、個別契約及び本約款に従い、契約を履行するものとします。但し、個別契約の定めと本約款の定めが相違する箇所については、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（個別契約の成立及び内容）

1 個別契約は、お客様がお客様所定の様式または日産アーク所定の様式の発注書を日産アークに発行し、日産アークがお客様に発注請書の発行等により同意する旨連絡した時点で成立します。

2 お客様は、発注書、指示書、電子メールその他の方法で個別委託の内容（成果物の特定を含む）を日産アークに提示し、日産アークはお客様との間で合意した指示内容に従って本業務を遂行します。

第4条（業務の遂行）

1 日産アークは、緊密にお客様と連携して業務を誠実に遂行するものとします。

2 日産アークは、業務の進捗状況について、お客様が要求した場合または日産アークが必要とした場合は、お客様に速やかに報告するものとします。

第5条（業務内容の変更）

1 お客様は、必要があるときは、書面で業務の指示、内容を変更することができ、その場合の対価等については別途協議して決定します。

2 日産アークは、業務遂行上必要な場合は、お客様と調整の上業務内容を変更することができます。その場合の対価等については別途協議して決定します。

第6条（試料、情報、設備等の提供）

1 お客様は、日産アークより要求がありかつお客様が必要と認めた試料、情報を、速やかに日産アークに提供するものとします。

2 日産アークは、業務遂行のために必要なときは、お客様から設備、器材及び資料等（以下「設備等」という）を借りることができます。

3 日産アークは、本業務の終了後、返却可能な試料並びに設備等をお客様に速やかに返却するものとします。

第7条（成果物の引渡し）

1 日産アークは本業務を完了したときは、お客様と日産アークとの間で合意した手続に従い成果物（実験データ及び解析結果を含む書面若しくは電子媒体等）をお客様に引き渡すものとします。

2 お客様は、成果物の納入を受けたときは、速やかにお客様と日産アークとの間で合意した受入検査を行うものとします。

3 委託業務は、受入検査の合格をもって終了します。

第8条（委託料の支払い）

お客様は、個別契約に定める時期及び方法で、本業務の対価を日産アークに支払うものとします。

第9条（秘密の保持等）

1 日産アークは、お客様から開示提供された一切の被験物質、情報、資料、分析試験の結果等（以下「情報等」といいます）について、秘密を保持するものとし、これをいかなる第三者にも開示漏洩せず、本業務の遂行のためにのみ使用するものとします（以下、日産アークの当該義務を「秘密保持義務等」といいます）。

2 前項の規定は、情報等が次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

①日産アークが、お客様から開示を受ける前に既に公知のもの

②日産アークが、お客様から開示を受けた後に、日産アークの故意、過失によらずして公知となったもの

③日産アークが、お客様から開示を受ける前に既に所有していたもの

④日産アークが、第三者から秘密保持義務を課せられることなく正当に開示を受けたもの

⑤日産アークが、開示を受けた情報等を用いずに独自に開発したもの

⑥日産アークが、お客様から開示について文書により同意を得たもの

3 本条の各規定は、委託業務の終了後5年経過するまで有効とします。

第10条（再委託）

日産アークは、前条の規定にかかわらず、本業務の一部または全部を、本約款と同等の秘密保持義務等を課したうえで、第三者に再委託することができます。但し、日産アークは、当該再委託に関する一切の責任を負います。

第11条（契約の解約）

お客様または日産アークは、本業務の委託を継続し難い事由が生じたときは、お客様と日産アークとの間で協議の上、書面による合意をもって個別契約を解約することができます。

第12条（責任）

1 お客様が成果物を利用することにより生じた損害については、日産アークは一切責任を負いません。

2 日産アークの責めに帰すべき理由によって本業務に誤りがあったときは、お客様と日産アークは

協議の上、次のいずれかの措置を決定します。

①日産アークの費用負担のもとに本業務の再実施を行う。

②委託料の減額または支払済の委託料の全部または一部を返還する。

3 日産アークは、成果物が第三者の知的財産権に抵触しないことを保証しません。

第13条（不可抗力）

天変地異その他日産アークの責に帰することのできない事由により業務の遂行が困難になったときは、

両者誠意をもって協議の上、その措置を決定します。

第14条（準拠法・紛争解決）

1 本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

2 本約款または本業務に関して生じた全ての紛争は、お客様と日産アークとの間で誠意をもって協議の上、解決するものとします。協議によって解決に至らない場合、当該紛争は、日本の横浜地方裁判所の専属管轄に服するものとします。

以上（2015.03）